日本弁理士会協賛セッション

第1部:米欧の生成AIサービス提供事業者ごとの登録事例の検討
第2部:特許権の延長登録に関する事例の調査及び研究

【講演者】
第１部：中島 千尋（日本弁理士会 特許委員会 副委員長）
日本弁理士会 特許委員会（２０２５年度～）

第２部：志村 将（日本弁理士会 バイオ・ライフサイエンス委員会 副委員長）
日本弁理士会 バイオ・ライフサイエンス委員会（令和６年度～）

【概　要】

第１部：

生成ＡＩ技術の急速な進化に伴い、その実用化があらゆる分野で進んでいる。一方、生成ＡＩの技術競争を主導する米欧の事業者が、どの技術を特許として権利化し、どの技術をノウハウとして秘匿しているのかは、必ずしも明らかではない。

そこで、日本弁理士会特許委員会第３部会第２グループでは、米国の OpenAI 及びメガテック４社（Microsoft、Google、Amazon、Meta）、並びに欧州の有力事業者９社（Mistral AI、Aleph Alpha、Stability AI、DeepL 等）及びその関連企業を対象に、計２３件の特許・実用新案について、発明の課題、従来技術との差別化、関連サービス、取得理由の推測等の観点から検討を行った。

その結果、OpenAIは大規模言語モデルの推論アルゴリズムそのものではなく、学習プロセスの効率化、API 連携等のインタフェース、主要サービスの実装部分に絞って権利化しているのに対し、Google は Transformer 等の基盤アーキテクチャを権利化しており、事業構造に応じた戦略の違いが見られた。また、欧州の有力事業者については、調査時点で各社名義の登録欧州特許は見当たらず、欧州特許庁の審査上の壁（いわゆるComvikアプローチ）や侵害立証の困難性を背景に、秘匿を基本としつつ、産業ドメインへの特化等に絞って権利化する傾向がうかがえた。

本セッションでは、これらの登録事例を紹介するとともに、「外部から動作を確認できるか」を基準に秘匿と権利化を使い分ける「ハイブリッド戦略」、審査運用の変化に応じた境界線の動的な見直し、早期審査制度を活用したスピード重視の権利確保など、日本企業への示唆を述べる。併せて、２０２６年９月時点の追跡調査により判明した、OpenAIの米国登録特許の急増（５８件）及びハードウェア／半導体系出願の台頭についても報告する。

日本弁理士会協賛セッション

第1部：米欧の生成AIサービス提供事業者ごとの登録事例の検討
第2部：特許権の延長登録に関する事例の調査及び研究

【概　要】

第２部：

令和７年、延長された特許権の効力範囲について、２つの事件で裁判所の判断が示された。１つはナルフラフィン事件の知財高裁判決（令和 3 年（ネ）第 10037 号）であり、もう１つはダサチニブ事件の地裁判決（令和 5 年（ワ）第 70527 号・令和 6 年（ワ）第 70016 号）である。これらはいずれも、オキサリプラチン大合議判決（平成 28 年（ネ）10046 号）の傍論における「実質同一」の整理に沿って延長された特許権の効力範囲について判示した。しかし、両者は延長された特許権の効力範囲について「実質同一」に基づく侵害成否の結論を異にするものであり、そのような異なる結論が導かれた要因を検討する。

次に、特許権の存続期間の延長登録出願について、審査・審理において拒絶されている事例の検証を行い、拒絶理由の類型化を試み、各類型における留意点等を検討する。具体的には、

①延長登録出願に係る特許発明が物の発明であって、先行処分がシリンジ、本件処分（後行処分）がペンである場合に、本件特許発明の実施に本件処分を受ける必要があったとは認められない（特許法第 67 条の７第１項第１号の規定により拒絶されるべき）と判断される事例、及び

②延長登録出願について拒絶査定不服審判が請求された事例

の検証結果について紹介する。

これらの内容から、延長された特許権の効力範囲についての問題や、剤形追加に係る医薬品の承認に基づく延長登録の事例を踏まえ、延長登録制度の在り方についての検討の契機が訪れ、ひいては議論の発展へと通じることが期待される。

なお、本セッション（第１部・第２部）における議論の内容は、各講演者の意見であり、各講演者が所属する組織や団体の公式見解ではないことを申し添える。

（以上）